

議案第 37 号

専決処分の承認を求めることについて

北本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 19 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

北本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

北本市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（市において行う事務）」に改め、同条中「平成18年政令第294号」を「平成19年政令第318号」に改め、第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 傷病手当金の支給に係る申請書の受付

附 則

この条例は、令和2年5月1日から施行する。